

ドクターヘリ緊急事態発生時の対応について

平成 24 年 11 月 15 日

三重大学医学部附属病院

中日本航空株式会社

1. 緊急事態の想定

ドクターヘリが本学及び近隣民家上空を飛行中に、機体故障等の緊急事態が発生し、伊勢湾ヘリポートまで帰還する猶予がなく、やむを得ず学内グラウンド等に着陸する場合を想定し、学内及び近隣住民の安全を確保するための対策を講じるものとする。

2. 安全確保対策

(1) 着陸方法

機長は緊急着陸を行う場合は、学内グラウンド等の状況を確認し、地上の人又は物件に損害を与える恐れのない場所に着陸すること。

(2) 緊急連絡体制

- ① 機体故障等の緊急事態が発生した場合、直ちに機長から基地病院の運航管理担当者（CS）に事態の状況及び着陸予定位置等を連絡する。機長又はCSは、消防署に救急車及び消防車の出動を要請するとともに、大学担当者及び三重県担当者へ連絡する。
- ② 大学担当者は、学内緊急放送設備等により学内者に対してグラウンド及び周辺地からの待避を指示するとともに、警備員を伴い現地に急行し安全管理を行う。
- ③ 大学担当者は、近隣住民に対し近隣自治会長等を通じて自治会内住民への連絡を依頼するとともに、津市には、防災行政無線等による自宅等建物内への避難指示等を要請する。

(3) 負傷者が発生した場合の対応

- ① 負傷者が発生した場合、速やかに待機した救急車により受入病院へ搬送する。
- ② 現地での治療等が必要な場合は、附属病院から医師等が急行する。
- ③ 学内軽傷者については三重大学保健管理センターでも治療を行う。

3. ドクターヘリの運航時に発生した事故等の補償

ドクターヘリの運航時に発生した事故による損害については、被害を被った第三者等に対して、運航会社が契約する保険等により補償を行う。

4. 原因調査及び情報開示

運航会社、三重大学医学部附属病院及び三重県は、緊急事態が発生した原因等を調査し、緊急着陸に至るまでの経緯等について住民説明会を開催し、情報を開示する。

5. 不測の事態への対応

緊急着陸以外の不測の事態が発生した場合にあっても、学内者及び近隣住民の安全確保を最優先に運航会社、三重大学医学部附属病院、三重県他関係機関が協力し、適切に対応する。

6. 訓練の実施

運航会社、三重大学医学部附属病院、三重県関係機関は緊急事態の発生を想定し、緊急連絡訓練等を年1回実施する。